

「大規模災害時における人員輸送車両の貸渡に関する協定」締結希望者の公募

平成28年7月27日

国土交通省
四国地方整備局長 名波 義昭

次のとおり、協定締結希望者を公募します。

1. 協定の概要

- (1) 名称：大規模災害時における人員輸送車両の貸渡に関する協定
- (2) 目的：大規模災害（地震及び豪雨等異常な自然災害及び人為による大規模な事故災害等）発生時における被害の拡大防止と被災地の早期復旧等のために被災地等に派遣される四国地方整備局の職員が、被災地等への移動及び被災地内の移動に使用するための車両の貸渡を目的とする。
- (3) 内容：協定締結者へ行う車両貸渡の協力要請に基づき、被災地等にある営業拠点（詳細については、協定締結者と協議を行う。）において人員輸送車両の貸渡を行うものとする。
なお、車両の貸渡を行うにあたっては、別途、会計法令等に基づき手続きを行い、個別契約を締結することとなる。
- (4) 範囲：日本国内
- (5) 期間：協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1カ月前までに双方から特段の意思表示がない場合は、これを1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定に基づく許可を受けている自家用自動車有償貸渡業者であること。
- (3) 道路運送法第81条の規定に基づき自家用自動車の使用を制限され、または禁止されている期間中の者でないこと。
- (4) 国土交通省の各地方整備局本局の所在地（仙台市、さいたま市、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市）並びに徳島市、松山市及び高知市に人員輸送に係る貸渡車両を配置している営業拠点（本店、本社、支店、支社又は営業所等をいう。以下同じ。）があること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継

続している者でないこと。

3. 応募申請書等

応募に必要な書類は以下のとおりとする。なお、書類の作成方法については別途交付する「応募申請書等作成要領」によること。

- (1) 応募申請書
- (2) 自家用自動車有償貸渡業の許可書の写し
- (3) 最新の貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類の写し
- (4) 国土交通省の各地方整備局本局の所在地（仙台市、さいたま市、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市）並びに徳島市、松山市及び高知市に人員輸送に係る貸渡車両を配置している営業拠点の最新の車種別車両数一覧表等の写し

4. 応募申請書等作成要領の交付等

- (1) 交付場所（担当部局）
〒760-8554
香川県高松市サンポート3番33号サンポート合同庁舎
四国地方整備局 総務部総務課
(TEL) 087-851-8061 (FAX) 087-811-8401
- (2) 交付期間 平成28年7月27日（水）から平成28年9月20日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
- (3) 交付方法 書面により交付。なお、郵送により交付を希望する場合又は電子データでの交付を希望する場合は、あらかじめ（1）の担当部局まで事前に連絡をすること。
電子データでの交付は、記録媒体（CD-R等。ただし、未開封の物に限る。）を（1）に持参又は郵送することにより行う。
※郵送費用は全て交付希望者の負担とする。

5. 応募申請書等の提出期限等

- (1) 提出場所 上記4.（1）に同じ
- (2) 提出期限 平成28年9月20日（火）17時15分
- (3) 提出方法 持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）

6. 応募資格確認結果の通知

応募資格の確認の結果は、平成28年9月28日までに通知する予定である。